

旧習志野文化ホール備品 売払いのお知らせ

旧習志野文化ホール備品一般競争入札売払 実施要領・関係資料

入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、内容を十分把握したうえでご参加ください。

■入札参加申込期間

令和6年12月2日（月）から12月6日（金）

■入札書提出期間

令和6年12月16日（月）から12月20日（金）

■開札日時

令和6年12月26日（木）午後2時

■開札場所

習志野市役所庁舎 4階入札室

習志野市教育委員会

生涯学習部 社会教育課

1 入札物件名

ハーマンミラー社製 4連椅子等一式

2 引渡場所

習志野市谷津1-16-1

3 売払物品

- (1) 別紙「習志野市教育委員会旧習志野文化ホール備品売却個別仕様書」のとおり
- (2) 一式による売払いであるため、個々の物品の散売には応じない。

4 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 個人・法人の別を問わず、また、市内・市外を問わない。
- (2) 令和5年度（法人においては直近の事業年度）の都道府県民税及び市区町村税を滞納していない者
- (3) 個人にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
- (4) 習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。（法人の場合は、法人の役員。）

このことを確認する必要がある場合には、習志野警察署へ照会を行う。照会をかけるに当たり、個人又は法人の役員の「氏名（ふりがな）、生年月日、性別及び住所」の提供を求めることがある。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本入札の開札6カ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

5 入札の申し込み

(1) 申込書について

本市ホームページに掲載する「物品（旧習志野文化ホール備品）売払いに係る一般競争入札参加申込書兼誓約書」の他、いずれも発行から3カ月以内の次の書類を同封し、郵送で提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

- ① 個人の場合
 - ・住民票の写し
 - ・個人の印鑑証明書
 - ・納税証明書(令和5年度の都道府県民税及び市区町村民税)
 - ・同意書(様式第3号(未成年者又は被補助人である場合に限る。))
- ② 法人の場合
 - ・履歴事項全部証明書
 - ・法人の印鑑証明書
 - ・納税証明書(直近の事業年度分の都道府県民税及び市区町村税。法人の所在地のもの)

(2) 申込の期間及び送付先

令和6年12月2日(月)から12月6日(金)【必着】

期限までに、普通郵便ではなく、書留又は簡易書留により郵送すること。

■申込書の送付先

〒275-8601

習志野市教育委員会 生涯学習部 社会教育課 文化振興係 行

「旧習志野文化ホール備品一般競争入札 申込書在中」と赤字で明記し、裏には、住所又は所在地及び氏名又は商号・名称」を記載すること。

(3) 資格要件の審査

資格要件を満たしていない者には、物品売払いに係る一般競争入札参加不適格理由書を送付する。

資格要件を満たしている者には、旧習志野文化ホール備品売払いに係る一般競争入札参加受付書を送付する。

入札参加を確認した場合は、その旨を電子メール(電子メールアドレスがない場合は電話連絡)によりお知らせする。

お知らせ及び入札参加受付書の送付がない場合は、必ず令和6年12月10日(火)9時00分から17時00分までに社会教育課へ連絡すること。

6 一般競争入札に関する質疑

一般競争入札に関して質疑がある場合は、習志野市ホームページに掲載の質問書の様式に質問内容を記入し、習志野市教育委員会社会教育課へ電子メール(電子メールアドレスがない場合はファクシミリ)で提出し、必ず電話にて電子メール又はファクシミリの到達を確認すること。また、複数の物件に質問がある場合は、物件ごとに質問票を分けて提出すること。入札参加申請をした者のみ、質問をすることができる。

(1) 質問書の提出期間

令和6年12月9日(月)9時から12月10日(火)15時まで【必着】

(2) 質問への回答

令和6年12月13日(金)までに入札参加者全員に対し、電子メール(電子メールアドレスがない場合はファクシミリ)にて送付する。質問がない場合は通知しない。

すべての質問に対する回答を、入札参加者全員に送付する。

回答に特別時間を要する場合は、別途通知する。

7 物品の下見

入札物品公開は、次の期間、時間及び場所において行う。

(1) 期間

令和6年12月10日(火)

(2) 時間

午前9時から正午まで又は午後1時30分から4時30分まで

(3) 場所

旧習志野文化ホール 習志野市谷津1-16-1

物品の確認を希望する者は、事前に入札参加申込書に記入すること。電話による物品に関する質問は一切応じない。

8 入札書の提出・記入方法

入札は、入札参加受付書を交付された者しか行うことはできない。

(1) 入札方法

本入札は郵送のみとする。

(2) 入札書について

①習志野市ホームページの本実施要領掲載場所に掲載する様式を使用し、別紙「郵便による入札書の提出について」に従うこと。

■入札書の送付先

〒275-8601

習志野市教育委員会 生涯学習部 社会教育課 文化振興係 行

「旧習志野文化ホール備品一般競争入札 入札書在中」と赤字で明記し、裏には「住所又は所在地及び氏名又は商号・名称」を記載すること。

- ② 入札書は、郵送とする。郵送以外の入札書及び令和6年12月16日(月)より前に到達した入札書は、無効とする。
- ③ 郵送の方法は、普通郵便ではなく、書留又は簡易書留とすること。
- ④ 「入札書在中」と書かれた封筒は、開札まで開けることはできないため、入札書の差し替えはできない。

- ⑤ 入札書は、別紙「習志野市教育委員会旧習志野文化ホール備品売却個別仕様書」に記載の全ての物品に対する合計金額で記載すること。個々の物品についての入札には応じない。
- ⑥ 入札金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた額とすること。なお、実際の契約金額は、入札金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額であること。
- ⑦ 開札立会を希望する場合は、封筒の裏に「開札立会希望」と記載する。
- ⑧ 入札金額はアラビア数字で記載し、金額の頭に「¥」を付けること。
- ⑨ 入札書提出期限までに到達しなかったものは無効とする。

(3) 入札書提出期限

令和6年12月16日（月）から12月20日（金）まで【必着】

(4) 入札書到着の確認

入札書の送付を確認したら、その旨を電子メール（電子メールアドレスがない場合は、電話又はファクシミリ）で通知する。

通知がない場合、必ず令和6年12月24日（火）13時00分から17時00分までに社会教育課へ連絡すること。

9 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

10 辞退

- (1) 入札書受付締切予定日前であれば、入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、必ず辞退届を持参又は郵送により提出すること。

11 未提出の取扱い

入札書提出期限までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、辞退したものとして取扱う。

12 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も同様とする。

- (1) 入札を行う資格を有しない者の行った入札
- (2) 指定した入札書以外を使用した入札
- (3) 入札参加受付書の交付を受けていない者の入札
- (4) 記名押印を欠く入札書による入札
- (5) 金額を訂正した入札

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札最低価格を下回った金額による入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 応募要領に違反した入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

1.3 再入札

再度入札は行わない。

1.4 開札

(1) 日時

令和6年12月26日(木) 午後2時

(2) 場所

習志野市役所庁舎 4階入札室

(3) 開札立会人

開札立会は、参加受付を行った者1人につき1名とする。

開札立会の連絡を本市が確認した場合は、入札書の到着を送付した電子メールで連絡する。

開札会場には、事前に連絡のあった者に限り入室することができる。

入室した者の中から2名を開札立会人として指名し、開札終了後、開札立会人は確認書に署名していただく。

2名の立会いが得られないときは、入札事務に関係のない市職員を開札立会人とする。

1.5 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上のときは、入札者(入札参加者)がくじ引きで決定するものとし、この場合において入札者はくじ引きを辞退することができないものとする。
- (3) 当該入札者が開札会場にいない場合、代わりに入札事務に関係のない市職員がくじを引き、決定する。

1.6 異議の申し立てについて

- (1) 応募要領、売払要件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 開札終了後、連合等の疑いが生じたときは、市の執る措置に従い、異議を申し立てることができない。

- (3) 開札の進め方や入札の無効の取扱いについて、市の執る措置に従い、異議を申し立てることはできない。

1.7 注意事項

- (1) 参加申請書類に不備がある場合は補正を命じるので直ちに訂正すること。申請期間内又は市が指定した日までに訂正されない場合は受理できない。
- (2) 参加申請後、不正があったことが確認された場合、申請を取消すことがある。

1.8 落札者決定の通知

落札者には速やかに、落札者に決定した旨の通知を書面で行う。

1.9 契約の締結

- (1) 落札者は、令和7年1月10日（金）までに別添物品売買契約書を習志野市教育委員会生涯学習部社会教育課に提出して契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者は、令和7年2月14日（金）までに売買代金の全額を市が発行する納入通知書により納付しなければならない。なお、売買金額は入札金額に消費税及び地方消費税額を加算した額とする。
- (3) 落札者は、物品引渡しの完了以前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。
- (4) 落札者は、入札物件に経年劣化や損傷個所が存在することを容認して本物品を買受けるものであり、いかなる経年劣化や損傷個所が存在したとしても同存在は契約不適合に該当するものではなく、売主に対し追完請求、減額請求、解除、損害賠償等の一切の責任を問わないことを確認しているものとする。
- (5) 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない。

2.0 契約の解除

契約を締結した落札者（以下「契約者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。
- (3) 前2号に定める場合を除くほか、契約に違反したとき。

2.1 所有権の移転

所有権移転の時期は、売買代金が完納したときに移転する。

2.2 物品引渡し

物品引渡しの期限及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 期限 令和7年2月14日(金)
- (2) 場所 旧習志野文化ホール(習志野市谷津1-16-1)

物品引き渡しに際し、下記の事項に留意すること。

- (3) 契約者への引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。

2.3 公租公課等

物品引渡し後の公租公課等は、契約者の負担とする。

2.4 その他

- (1) 物品引渡し時に受領書を提出すること。
- (2) 提出された資格確認資料等は返却しない。
- (3) 落札決定後、市ホームページにてすべての入札者名及び入札価格を公表する。
※個人の場合は「個人」とする。
- (4) 入札に要した費用は入札参加者の負担とし、市は一切負担しない。
- (5) この要領に定めのない事項については、習志野市財務規則によるものとする。

2.5 問合せ先

〒275-8601

習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市教育委員会 生涯学習部 社会教育課 文化振興係 担当：鶴岡、高野、峯島

電話：047-453-5587

ファクシミリ：047-453-9384

電子メールアドレス：manabi@city.narashino.lg.jp

提出書類一覧表

種別	番号	提出書類		摘要
個人	1	物品（旧習志野文化ホール備品） 売払いに係る一般競争入札参加申 込書兼誓約書	原本	
	2	納税証明書（都道府県民税及び市 区町村民税）	原本	前年度分（令和5年度分）
	3	住民票の写し	原本	世帯全員記載のもの
	4	印鑑証明書	原本	
法人	1	物品（旧習志野文化ホール備品） 売払いに係る一般競争入札参加申 込書兼誓約書	原本	
	2	納税証明書	原本	最新の事業年度分 法人の所在地のもの
	3	履歴事項全部証明書	原本	
	4	印鑑証明書	原本	法人のもの

注意事項

- ・申請書類一式は、契約、非契約に関わらず返却しない。
- ・住民票や証明書等の添付書類は、申請書提出時点で発行から3カ月以内のものに限る。

郵便による入札書の提出について

入札書の作成・郵送方法については、必ず下記のとおりとすること。

1. 入札書は、「旧習志野文化ホール備品一般競争入札売払実施要領」にて指定した方法で作成すること。
2. 入札書は、別紙「習志野市教育委員会旧習志野文化ホール備品売却個別仕様書」に記載の全ての物品に対する合計金額で記載すること。個々の物品についての入札には応じない。
3. 入札書は、必ず書留・簡易書留のいずれかの方法で郵送すること。
この場合、封筒は、以下の記載例（表・裏）どおりに作成すること。
なお、下記の郵便番号を正確に記載した場合、習志野市役所の所在地である「習志野市鷺沼2丁目1番1号」の記載を省略することができる。
封筒は糊付けをするなど、封緘して郵送すること。

（表）

〒275-8601

習志野市教育委員会 生涯学習部 社会教育課 文化振興係 行
「旧習志野文化ホール備品一般競争入札 入札書在中」※赤字で明記

（裏）

差出人 住所又は所在地

氏名又は商号・名称

※開札立会を希望する場合は、「開札立会希望」と明記

※縦書き、横書きは問わない。

物品（旧習志野文化ホール備品）売払いに係る 一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 宛て

下記旧習志野文化ホール備品の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、入札参加を申込みます。

また、次の事項について誓約するとともに、入札者（個人の場合は落札者のみ）及び入札価格を公表することに同意します。

- ・実施要領、公告に記載する入札参加者の資格を満たしています。
- また、暴力団等の該当の有無について、習志野警察署へ照会することに承諾し、市が照会をかけるに当たり、「氏名（ふりがな）、生年月日、性別及び住所」を提供します。
- ・入札等に当たり、関係法令及び習志野市規定条項等を順守します。
- ・連合等により入札の公正を害するような行為はしません。
- ・開札終了後連合等の疑いが生じたときは、習志野市のとる措置に従い、異議申し立てをしません。
- ・開札の進め方や入札の無効の取扱いについても、異議申し立てをしません。

1 申込者

住所	
ふりがな 氏名	実印
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
担当部署・担当者氏名	
物品の下見の希望	・希望する（→12月10日 午前 ・ 午後 ※不可な方に×） ・希望しない

※法人の場合は所在地、法人名及び代表者職氏名をご記入ください。

2 入札物件名： ハーマンミラー社製4連椅子等一式

※添付書類【個人】 住民票、印鑑証明書、納税証明書、

【法人】 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、納税証明書

添付書類は参加申込書提出時点で発行から3カ月以内のものとしてください。

同意書

令和 年 月 日

習志野市長 宮 本 泰 介 様

住 所

氏 名 ⑩

入札申込者との関係 _____

下記の者が入札に参加し、落札の際は売買契約を締結することに、

_____として同意します。

記

(入札申込人) 住 所

氏 名 実印

質 問 書

習志野市長 宮本 泰介 宛て

提出日 令和 年 月 日

提出者 (入札参加者)	住所	
	氏名	
	この質問の担当者	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者職氏名を記入してください。

物件名【ハーマンミラー社製4連椅子等一式】	
質問番号	質問内容

※複数の物件に質問がある場合は、物件ごとに質問票を分けて提出してください。

【送付先等】

担当：社会教育課 鶴岡、高野、峯島

電子メールアドレス：manabi@city.narashino.lg.jp

ファクシミリ番号：047-453-9384

電話番号：047-453-5587

【留意事項】

・ 質問書の提出は電子メール（電子メールアドレスがない場合はFAX）とする。

※電子メール、FAXいずれの提出についても、送信後、必ず社会教育課まで電話確認をすること。

※質問の項目ごとに質問番号を付すこと。

【電子メールで提出する際の注意事項】

- ・メールの件名は「ハーマンミラー社製4連椅子等一式に関する質問書」とすること。
- ・押印は不要。
- ・質問内容欄の表形式は適宜変更（文字フォント、行挿入、高さ変更等）して構わない。

入 札 書

【物品（旧習志野文化ホール備品）売払いに係る一般競争入札】

習志野市長 宮本 泰介 宛て

貴市規定条項を承認の上、下記のとおり入札します。

入札物件名等 ：ハーマンミラー社製4連椅子等一式

	千万	百万	十万	万	千	百	拾	円
入札金額								

※入札金額は、「アラビア数字」で記載してください。

※入札金額の額に「¥」を付けてください。

※入札書は、別紙「習志野市教育委員会旧習志野文化ホール備品売却個別仕様書」に記載の全ての物品に対する合計金額で記載すること。個々の物品についての入札には応じない。

※入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入してください。

開札日 令和6年12月26日（木）

入札者

住 所	
氏 名	実印

※使用する印鑑は、入札参加申請書兼誓約書に押印したものとしてください。

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者職氏名をご記入ください。

令和 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 宛て

辞 退 届

令和 年 月 日に「物品（旧習志野文化ホール備品）売払いに係る一般競争入札参加申込書兼誓約書」を提出しましたが、このたび、下記の理由により辞退いたします。

記

1. 申込者

住所	
氏名	実印
電話番号	

※法人の場合は所在地、法人名及び代表者職氏名をご記入ください。

2. 入札参加物件

入札物件名
ハーマンミラー社製4連椅子等一式

3. 辞退理由

--

委 任 状

令和 年 月 日

習志野市長 宮 本 泰 介 宛て

(申込人) 住 所

氏 名

実印

今般、 を代理人と定め、物品
(旧習志野文化ホール備品) 売払いに係る一般競争入札について、下記の権限を
委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 その他上記委任事項に関する一切の件

代理人

印

物品（旧習志野文化ホール備品）売買契約書(案)

売渡人 習志野市(以下「売主」という。)と 買受人 (以下「買主」という。)とは、次の条項により物品（旧習志野文化ホール備品）の売買契約を締結する。

（物件の表示）

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

物件名・メーカー等	ハーマンミラー社製4連椅子等一式
-----------	------------------

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、これを免除する。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 (入札金額+消費税・地方消費税の額) 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)とする。

（代金の支払）

第4条 買主は、売主の発行する納入通知書により、令和7年2月14日までに、売買代金全額を売主に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金の支払いを完了した時、買主に移転する。

（所有権移転手続等）

第6条 所有権移転に関する手続きは、買主が行うものとし、移転に要する一切の費用は買主の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件は現状渡しとし、前条に定める手続きが完了した後、引き渡すものとする。
2 売買物件の管理責任は引渡しと同時に売主から買主に移転し、買主は、その責任と負担において売買物件の管理、輸送、保管等を行うものとする。

（危険負担）

第8条 買主は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、売主の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保)

第9条 買主は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限)

第10条 買主は、第6条による手続きが完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

2 買主は、第6条による手続きが完了するまでの間は、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定することができない。

(禁止用途)

第11条 買主は、売買物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用してはならない。

2 買主は、売買物件について第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場合(抵当権を除く。)には、前項及び第12条に定める義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

(実地調査等)

第12条 売主は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は買主に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、買主は調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 買主は、第11条第1項及び第2項に定める義務に違反したときは、金[売買代金の3割の金額(円未満切り捨て)]円を違約金として売主に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

(契約解除)

第14条 売主は、買主が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 前条の規定により本契約を解除した場合において、売主に損害があるときは、売主は買主に対しその賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第16条 買主は、売主が第14条の規定により本契約を解除したときは、売主の指示する期日までに、買主の負担において売買物件を原状に回復して売主に返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指示する期日までに、売主の指示する売買物件の所有権移転手続きに必要な書類を売主に提出しなければならない。

(返還金)

第17条 売主が、第14条により本契約を解除した場合、売主と買主は、互いに有する金銭債権を対等額について相殺し、差額がある場合はその差額について返還又は請求する。

2 売主は、前項により買主に対する返還金があるときは、これに利息を付さない。

(費用等の請求権の放棄)

第18条 買主は、売主が第14条により本契約を解除した場合において、買主が本契約締結のために支出した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等の費用、並びに売買物件にかかる公租公課は、これを売主に請求しない。

(費用負担)

第19条 本契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第20条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知のうえ、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(信義誠実の義務及び疑義の決定)

第22条 売主買主両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、売主買主協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

売主 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮 本 泰 介

買主